

総務建設常任委員会

令和 7 年 6 月 2 6 日

葛 城 市 議 会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和 7 年 6 月 26 日（木） 午前11時45分 開会
午後 0 時00分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|------|-------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 吉村 始 |
| | 副委員長 | 柴田 三乃 |
| | 委員 | 西川 善浩 |
| | 〃 | 横井 晶行 |
| | 〃 | 谷原 一安 |
| | 〃 | 増田 順弘 |
| | 〃 | 西井 覚 |
| | 〃 | 下村 正樹 |

- 欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議 長 奥 本 佳 史

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-------|---------|
| 市 長 | 阿 古 和 彦 |
| 副 市 長 | 東 錦 也 |
| 総務部長 | 林 本 裕 明 |
| 総務課長 | 芳 仲 栄 治 |

6. 職務のため出席した者の職氏名

- | | |
|------|---------|
| 事務局長 | 米田 匡勝 |
| 書記 | 岩永 睦治 |
| 〃 | 西 邨 さくら |

- ## 7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第51号 葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて

開 会 午前１１時４５分

吉村委員長 ただいまの出席委員は８名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、改めましてこんにちは。６月議会中は梅雨の季節でありますけれども、今年はちょっと晴れ間の間、日差しが強い日もありまして、気温が上がって、体調管理、何かと大変なことと思います。これまでいっぱい議題がありましたけれども、慎重審議していただきまして、大変お疲れさまでした。今回もどうぞよろしくお願いをいたします。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いをいたします。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

議第51号、葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いをいたします。

ただいま議題となりました議第51号、葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本年の６月４日に公職選挙法施行令の一部を改正する政令及び公職選挙法施行規則の一部を改正する省令が公布、施行されたことに伴いまして、選挙運動におけるビラ並びにポスターの公費負担の単価が改正されたことから、本条例において規定されている基準額について、法令改正に準じて改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表の１ページをご覧ください。

吉村委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前１１時４８分

再 開 午前１１時５３分

吉村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議第51号、葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて、改めて本案につきまして、提案者の内容説明を求めます。

林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いをいたします。

ただいま議題となりました議第51号、葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本年6月4日に公職選挙法施行令の一部を改正する政令及び公職選挙法施行規則の一部を改正する省令が公布、施行されたことに伴いまして、選挙運動におけるビラ並びにポスターの公費負担の単価が改正されたことから、本条例において規定されている基準額について、法令改正に準じて改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。

まず、第8条、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価につきまして、改正前が「7円73銭」であるものを、改正後、「8円38銭」に改正するものでございます。

次に、2ページをご覧ください。

第11条、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価につきまして、改正前が「541円31銭」であるものを、改正後、「586円88銭」に改正するものでございます。

施行期日は公布の日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんでしょうか。

西井委員。

西井委員 これ、国からこの金額自身の引上げを決めた。ただ、その決めた理由としてはどのように認識されておられますか。多分、物価上昇によるという話になると思いますが、その理由をまず聞かせてもらいたいと思います。

吉村委員長 芳仲総務課長。

芳仲総務課長 総務課の芳仲です。よろしくお願いいたします。

今、委員お問いの件ですが、まさにおっしゃっていただきましたように、最近の物価の変動を加味した形で、今回、国の参議院選挙のほうが行われますので、それに合わせて改定されたものと聞いております。よろしくお願いいたします。

吉村委員長 西井委員。

西井委員 物価上昇で理解はできますねけど、この単価で。個人的な意見ですから答弁は結構ですけど、全国一律でほんまにその単価が現実には、地域的には単価誤差があると思うねけど。その辺も含めて、本来ならばやはり市で市長及び市議会議員の選挙は、公費負担は市が出すと。やはりもうちょっと、愚痴になるかもしれんけど、国で一斉に決めとくというのは、ほんまに市民から見たら高いんやないかと、公費から出すんやったら。というのは、この辺の区域ではそんな感覚を聞くわけです。これ愚痴として聞いといてもうて、一応、国で決められて、市に話が出てるから、これでしょうがないと思いますけど、一言だけ愚痴を申し上げます。

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 今のお話を聞いて、ちょっと私も、あれ、どういうことかなと思うて、疑問に思ったんですけど、これは条例で国に従って単価を、上がったからということで条例を改正するものなんですけども、全国的にイレギュラーといいますか、独自の単価で設定をされているとい

うのは、県内の事例等、分かりますでしょうか。大体これに合わせた条例改正になっているんですかね。

吉村委員長 これについてはいかがでしょうか。

芳仲課長。

芳仲総務課長 総務課、芳仲です。

具体的に県内の今回改定される価格につきましては、調査はしておりません。ただ、県の選挙管理委員会委員長名で各市町村の選挙管理委員長宛てに文書が出ておるんですけども、できる限り、この国が定める費用の範囲内で執行していただくような形のお願いという文書は出ております。

吉村委員長 増田委員。

増田委員 分かりました。今の言葉で、すごくよく分かりました。

この単価の範囲内で条例に定めてくださいと、こういう国の指導があると、こういうことですね。分かりました。ありがとうございます。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第51号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第51号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

今回も慎重に審議いただきましてありがとうございました。この後また予算委員会もありますが、よろしく願いをいたします。

これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後0時00分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 吉村 始